

# 法人の寄付者に対する税制上の優遇措置

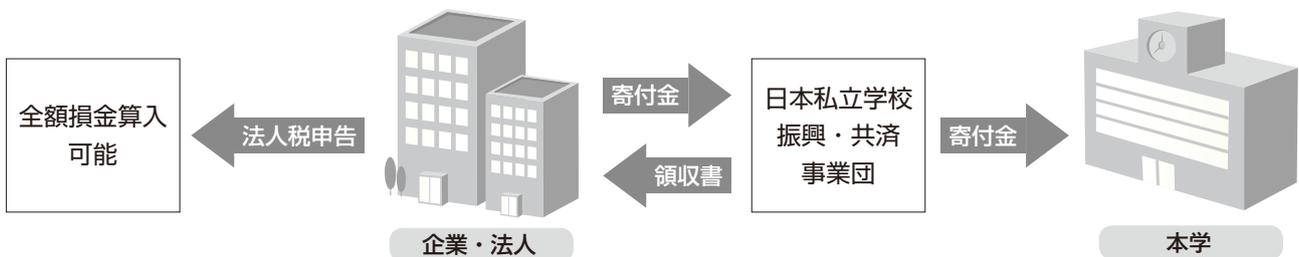
企業・法人が本学に寄付をした場合、法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に算入することが認められています。

## 法人の方

### 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団を通じご寄付いただく場合 → 受配者指定寄付金となります

寄付金額＝全額損金算入可能



### 特定公益増進法人に対する寄付金

本学に直接ご寄付いただく場合 → 特定公益増進法人に対する寄付金となります

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$

※限度額を超える部分の寄付金は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができません。

